

行政手続における押印の見直しについて

行政手続の簡略化による市民サービスの向上や業務の効率化を図るとともに、行政手続のオンライン化を推進しやすい環境を作るため、本市に提出される各種申請書等への押印を見直し、行政手続に必要な書類の約 93% について押印を廃止しました。

見直しの状況（令和 4 年 4 月 1 日時点）

市民等から提出される行政手続に必要な申請書等	2,474 件(100%)
押印を廃止した申請書等	2,294 件(92.7%)
現時点では押印を存続させる申請書等	134 件(5.4%)
国などの見直し状況に対応する申請書等	46 件(1.8%)

問い合わせは 総務課（☎ 2 2 - 3 8 0 4）へ